

申請書類一覧表(測量・設計・コンサルタント)

*注意1

番号	申請書類	内 容	*注意1			
			法人	個人		
1	明石市競争入札等参加資格審査申請書受付票	[様式 コンサル1]	○	○		
2	明石市入札参加資格審査申請書	[様式 コンサル2-1～-3]	○	○		
3	登記簿謄本*注意2	商業登記簿	○	×		
	住民票*注意2	代表者住民票	×	○		
4	納税証明書*注意2・3	国	法人税	納税証明書その3の2(個人)又はその3の3(法人)を税務署で※税額の証明ではない	○	×
		税	申告所得税		×	○
			消費税及び地方消費税		○	○
		市税	明石市税完納証明書を市民税課で(市内に本店を有するか、市内の支店等に権限を委任しているとき) ※次頁コンサル(新規)5参照		△	△
5	営業に関し法律上必要とする登録等の許可書又は証明書	希望される業務で、法律上必要とする登録等の証明等	○	○		
6	有資格者免許	有資格者の免許等の写し及び雇用関係を証する書類(同一資格については1名分で可)	○	○		
7	財務諸表	「貸借対照表」及び「損益計算書」…最新1年分(個人業者は、所得税確定申告書・決算書の写しで代用することができます。)	○	○		
8	事業所確認書	[様式 コンサル3-1、-2](市内に本店を有するか、市内の支店等に権限を委任しているとき)	△	△		
9	誓約書	[様式 コンサル4]	○	○		
10	返信用封筒(94円切手貼付)	会社住所、会社名を記入し、94円切手を貼付した「長3形封筒」(定形で郵送できる返信用封筒)	○	○		

(注意)

- …提出を必要とするもの。
△…市内業者・準市内業者のみ提出を必要とするもの。
×…提出を必要としないもの。
- 各証明書は、令和3年11月1日以降に発行されたものに限ります。(複写機による鮮明な写しをもって代用可、登記簿謄本については両面コピー可)
- 新型コロナウイルス感染症の影響により国税及び市税の徴収の猶予等を受けている場合は、許可通知書(写)もしくは納税証明書その1(備考欄で猶予を受けていることがわかるもの)を提出してください。

(その他)

- 代金支払等に使用する振込口座を登録・変更・廃止する場合には、別途債権者登録申請書を会計室宛てに申請してください。また、水道局の代金等支払については、口座振込登録申請書を水道局経営係宛てに申請してください。

【明石市税の完納証明書についてのお願い】

※ 明石市内に本店を有する場合(市内業者)、もしくは明石市内の支店等に権限を委任している場合(準市内業者)に必要です。

1 証明の申請に必要なもの

- ・ 完納証明書交付申請書 ((1)注意事項①参照)
- ・ 窓口に来られる方(申請者)の本人確認書類(運転免許証等)
- ・ 代理人による申請の場合は、委任状 ((1)注意事項②参照)
- ・ 申請日までの**1か月以内**に市税を納めた場合、領収日付印の押印された領収証書等の原本 ((1)注意事項③参照)
- ・ 手数料 1件300円

(1) 注意事項

- ① 完納証明書交付申請書について ※様式コンサル5(コンサル(新規)15)の記載例を参照してください。
 - ・ 様式コンサル5 (コンサル(新規)14) 完納証明書交付申請書を使用して申請してください。
 - ・ 法人の場合は、法人代表者印を押印してください。
- ② 委任状について ※様式コンサル5(コンサル(新規)15)の記載例を参照してください。

次の場合は、委任状が必要です。

 - ・ 法人の証明を代表者以外が申請する場合
※会社(本社・本店)の所在地、名称、代表者名及び法人代表者印を押印してください。
 - ・ 個人の証明を本人または市内居住で同一世帯員の親族以外が申請する場合
- ③ 納付の確認について
 - ・ 口座振替の場合は、引落しになった旨が記載されている通帳を持参してください。
 - ・ 納付の確認ができない場合、完納証明書は発行できません。
- ④ 本店又は支店等のどちらの証明が必要か分からない場合は、事前に財務室契約担当へお問い合わせください。

2 受付窓口について

受付窓口	受付時間	
市役所市民税課 (西庁舎1階 ③番窓口)	平日 8時55分～17時40分	※各関係課へ確認作業を伴う場合がありますので、 17時15分までにお手続きをお願いいたします。
あかし総合窓口	平日 9時00分～17時40分	
大久保、魚住、二見の 各市民センター	平日 8時55分～17時15分	
西明石サービスコーナー		